

アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則（昭和54年6月30日付け54農蚕第4497号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1 乾草の形態 告示1のスタンダードベイルとは、通常の乾草結束機により結束されたものであつて、再圧縮等が行われていない通常の乾草のこん包をいい、圧縮されたベイルとは、スタンダードベイルを再圧縮した乾草のこん包をいい、大型ベイルとは、大型ベイル圧縮機により圧縮した乾草のこん包をいうこととし、それぞれ、おおむね<u>次</u>の規格に適合するものをいう。 (略) 3 輸出国における検査及び証明 (1) 輸出検査 告示3の(1)の輸出国における検査及び証明は、植物防疫機関により、検疫有害動植物、特にヘシアンバエが付着していないことを確認して行われているものとする。 (2) (略) 4 鑑識板 (1) (略) (2) 鑑識板の性能確認 告示5の(2)の植物防疫官による鑑識板の事前の性能の確認は、<u>次により適切に行われていることを、植物防疫機関の記録を確認すること等を通じ、原則として1年に1回以上行うものとする。</u> ア (略) イ 性能の確認は、スタンダードベイル、<u>圧縮されたベイル又は大型ベイルの形態に結束された乾草を積載したコンテナ</u>ーを使用し、1コンテナーにつき4枚以下の鑑識板を配置して告示4の所定の条件の下にくん蒸を行	1 乾草の形態 告示1のスタンダードベイルとは、通常の乾草結束機により結束されたものであつて、再圧縮等が行われていない通常の乾草のこん包をいい、圧縮されたベイルとは、スタンダードベイルを再圧縮した乾草のこん包をいい、大型ベイルとは、大型ベイル圧縮機により圧縮した乾草のこん包をいうこととし、それぞれ、おおむね<u>次規格</u>に適合するものをいう。 (略) 3 輸出国における検査及び証明 (1) 輸出検査 告示3の(1)の輸出国における検査及び証明は、植物防疫機関により、検疫有害動植物、特にヘシアンバエの<u>ほか、ゾウムシ類、カメムシ類、ヨコバイ類</u>が付着していないことを確認して行われているものとする。 (2) (略) 4 鑑識板 (1) (略) (2) 鑑識板の性能確認 告示5の(2)の植物防疫官による鑑識板の事前の性能の確認は、<u>少なくとも1回アメリカ合衆国において植物防疫機関と共同して次により行うものとする。</u> ア (略) イ 性能の確認は、スタンダードベイルの形態に結束された乾草を積載したコンテナーを使用し、1コンテナーにつき4枚以下の鑑識板を配置して告示4の所定の条件の下にくん蒸を行い、くん蒸終了後、鑑識板が適正な反

い、くん蒸終了後、鑑識板が適正な反応（燐化水素による特異的な化学反応）を示したかどうかを判定することにより行うこと。

ウ イの鑑識板は、各コンテナーごとに1枚は前扉の内壁部分にちょう付し、その他の鑑識板は1枚ずつコンテナーの奥、中央又は入口の乾草の間に配置すること。

(3) 鑑識板の性能確認に係る追加の確認

植物防疫官は、(2)の確認等を行った場合において、鑑識板の性能の確認のため必要があると認めるときは、更に関係者への聞き取り、実地における鑑識板の確認その他必要な確認を行うことができる。

(4) 鑑識板の性能確認済の表示

植物防疫機関は、(2)のアからウまでに掲げるところにより鑑識板の性能が適正であることを確認したときは、鑑識板ホルダーに次に掲げる字句により、性能確認済の表示をするものとする。

ア 植物防疫機関による表示：APHIS VERIFIED

イ 鑑識板の性能を確認した年月日（例：Apr-01-2026）

(5) 鑑識板の性能確認済の表示の抹消

植物防疫機関は、管理中の未使用の鑑識板のうち前回の性能の確認を行ったときから起算して1年を経過したものについては、性能確認の表示を抹消するものとし、この場合には、植物防疫機関は、遅滞なく植物防疫官に報告するものとする。ただし、鑑識板に刻印されている発行年次が同一のものごとに、(2)による方法で適正な反応を示すことを再度確認できた鑑識板については、発行年次から3年以内に限り、その性能確認済の表示の抹消を猶予できるものとする。

(6) 鑑識板の管理

(2) 及び (4) の手続を終えた鑑識板及び (5) のただし書の規定に基

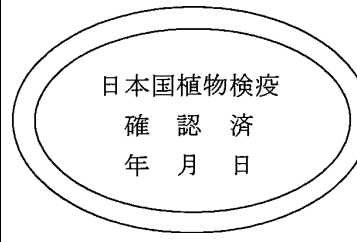
応（燐化水素による特異的な化学反応）を示したかどうかを判定することにより行うこと。

ウ イの鑑識板の配置については、各コンテナーごとに1枚は前扉の内壁部分にちょう付し、その他の鑑識板は1枚ずつコンテナーの奥、中央又は入口の乾草の間に配置すること。

(新設)

(3) 鑑識板の性能確認済の表示

植物防疫官は、(2)により鑑識板の性能が適正であることを確認したときは、鑑識板ホルダーに次の様式の性能確認済印を押印するものとする。



(4) 鑑識板の性能確認済の表示の抹消

植物防疫官は、植物防疫機関によって管理中の未使用の鑑識板のうち前回の性能確認以来1年以上経過したものについては、性能確認の表示を抹消するものとする。ただし、植物防疫官により、鑑識板に刻印されている発行年次が同一のものごとに、(2)による方法で適正な反応を示すことを再度確認できた鑑識板については、発行年次から3年以内に限り、その性能確認済の表示の抹消を猶予できるものとする。

(5) 鑑識板の管理

(2) 及び (3) の手続を終えた鑑識板及び (4) のただし書の規定に

づき、性能確認済の表示の抹消を猶予された鑑識板は、植物防疫機関により適正に管理され、その使用状況が記録されているものとする。

(7) 鑑識板の管理状況の報告

植物防疫機関は、(6)の使用状況の記録状況について、原則として1年に1回以上、植物防疫官に報告するものとする。

(8) (略)

5 表示

告示6の表示は、次の字句によるものとし、容易に確認できる大きさのものとする。

(1) 輸出植物検疫終了の表示

USDA
CERTIFIED EXPORT HAY

(2) 仕向地の表示

for JAPAN

6 現地調査

植物防疫官は、告示5の(2)の鑑識板の性能確認を植物防疫官が現地で行う場合には、告示3の輸出国における検査、告示4の輸出国における消毒及び鑑識板の管理の状況についても、植物防疫機関と共同して、調査するものとする。

7 輸入検査

(1)・(2) (略)

(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続き及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

(4) ヘシアンバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア ヘシアンバエが発見された荷口を所有し、又は管理する者に対し、当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ (略)

基づき、性能確認済の表示の抹消を猶予された鑑識板は、植物防疫機関により適正に管理され、その使用状況が記録されているものとする。

(新設)

(6) (略)

5 表示

告示6の表示は、次の様式によるものとし、容易に確認できる大きさのものとする。



6 現地調査

植物防疫官は、告示5の(2)の鑑識板の性能確認を行う際、告示3の輸出国における検査、告示4の輸出国における消毒及び鑑識板の管理の状況についても、植物防疫機関と共同して、調査するものとする。

7 輸入検査

(1)・(2) (略)

(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続き及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

(4) ヘシアンバエの生虫が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 当該荷口の全部の廃棄又は返送を命ずること。

イ (略)

(削る)

(5) ゾウムシ類、カメムシ類、ヨコバイ類等の検疫有害動物が発見された場合は、当該荷口の全部の消毒又は廃棄若しくは返送を命ずるものとする。

附 則

この通知は、令和8年8月13日から施行する。